

2023年度（令和5年度）

実践研究事業（教職員実践事例集）

豊かな人権教育の創造

～子どもの人権に関わる問題を解決するための教育～

公益社団法人三重県人権教育研究協議会

目次

I 作成にあたって

II 子どもの人権に関わる国内の動向と大切にしたいこと

III 実践事例を通して

事例① 【松阪市立第四小学校】

事例② 【桑名市立陽和中学校】

事例③ 【県立久居農林高等学校】

事例④ 【県立聾学校】

IV 参考資料

V 終わりに

I 作成にあたって

子どもたちを取り巻く状況が大きく変化してきています。厚生労働省によると、2022年の出生数は初めて80万人（前年度比5.1%減）を割り、急速に少子化が進んでいます。さらに、2022年度の不登校の児童生徒数やいじめの認知件数、児童虐待件数、子どもの自殺者数は過去最多を記録しています。特に、子どもが親などから虐待を受けたとして児童相談所が相談を受けて対応した2022年度の児童虐待件数は、21万9000件余りとなっており、統計を取り始めた1990年以降増加傾向が続いています。内容別では、心理的虐待の割合が最も多く全体のおよそ6割を占め、次いで身体的虐待の割合が多い結果となっています。

また、子どもの貧困に係る問題も深刻です。2022年の内閣府調査で、子どもの貧困について初めて全国的な調査が実施されました。この調査では、子どもだけでなく保護者も調査の対象としています。なぜなら、子どもの貧困は、保護者の経済状況と密接に結びついているからです。調査によると、貧困の状態にある世帯（等価世帯収入が中央値の2分の1未満を相対的貧困と考える）で育つ子どもは全体の12.9%となっています。さらに、ひとり親世帯だけに限ってみると、貧困の状態にある世帯で育つ子どもは50.2%にのぼります。そして、それらの世帯の子どもについて、学習状況や学習・進学の意欲面、食事や生活習慣面、文化的活動や人間関係面などを調査すると、そうではない世帯で育つ子どもと比べて、いずれの項目においても望ましくない結果であったこともわかっています。このことは、保護者の経済状況が子どもの将来を左右し、貧困の状態にある世帯で育つ子どもほど、自己実現が阻まれやすいことを示しています。

ヤングケアラーに係る問題については、2021年と2022年の全国的な実態調査において、家族の世話をしていると回答した子どもが小学6年生で6.5%、中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%となっており、一定数のヤングケアラーが存在している可能性があることがわかりました。ケアの内容は、家族の代わりにきょうだいの世話や食事などの家事、家計を支えるためにアルバイト等をしているなどがあり、そのことによって、学習面や生活面に制約や影響が生じている結果となっています。

このような状況をふまえ教職員は教育活動を通じて、子どもの人権をどのように守っていくかを考え、子どもの学習・生活・心理面などを包括的に捉えながら取組を進めていく必要があります。

三重県では、2011年に「三重県子ども条例」、2018年に「三重県いじめ防止条例」等を定め、子どもの権利を保障する取組を進めてきました。また、国内では、2023年の4月に、子どもや若者が自分らしく幸せに暮らせるよう、子どもたちを社会全体で支えていくための基本的な考え方を示した「こども基本法」が施行されました。

そこで本冊子では、国内をめぐる子どもの人権に関わる動向を紹介するとともに、「子どもの人権に関わる問題を解決するための教育」の実践事例を取り上げ、実践者による学びのプロセスを具体的にまとめました。人権問題の解決を自分の課題としてとらえ、状況を変えようとする具体的な行動に結びつく教育の充実を図るため、明日からの豊かな実践創造に向けて、ご活用いただければ幸いです。

Ⅱ 子どもの人権に関わる国内の動向と大切にしたいこと

(1) 子どもの人権をめぐる状況

子どもの人権をめぐることは、1989年に国連総会で採択された「児童の権利に関する条約（以下、子どもの権利条約）」で、子どももおとなと同様に、ひとりの人間として人権があるとして、生きることや育つことなどの権利に加え、子どもの意見の尊重などが定められました。

「子どもの権利条約」における「4つの原則」は次のように表されています。

① 差別の禁止（第2条）

→すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約に定めるすべての権利が保障されます。

② 子どもの最善の利益（第3条）

→子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

③ 生命、生存及び発達に対する権利（第6条）

→すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

④ 子どもの意見の尊重（第12条）

→子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

（日本ユニセフ協会ホームページより）

また、「遊ぶ権利」「休む権利」「教育を受ける権利」「子どもの権利について知る権利」なども「子どもの権利条約」に位置づけられています。

三重県においても、2011年に「三重県子ども条例」が制定され、子どもの権利を保障する取組が進められています。前文では「子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在である。そして、子どもには生まれながらに豊かに育つための権利がある。（中略）子ども一人ひとりが人として大切にされ、豊かに育つことができるよう子どもの権利が守られなければならない」とされ、子どもを権利の主体とする「子どもの権利条約」の考え方に基づいた内容になっています。

(2) 「こども基本法」の成立に関わって

日本では1994年に「子どもの権利条約」を批准して以降、児童虐待を防止するための法律や少子化対策の法律など、課題に対する立法措置や「児童福祉法」の改正で対応してきました。しかし、近年、子どもをめぐる課題の発生等により、子どもの権利保障に対する社会的関心が高まる中、条約の批准から29年を経て、2023年4月に子ども施策を社会全体で推進していくための包括的な法律として「こども基本法」が施行されました。この法律は、「子どもの権利条約」の理念に基づいた子どものための法律です。

ア 「こども基本法」の理念

「こども基本法」では、以下の6つの「基本理念」に基づいて、子どもや若者に関する取組を進めることが定められています。

- ①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける権利が等しく与えられること
- ③全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会活動に参画する機会が確保されること
- ④全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

(こども家庭庁ホームページ「こども基本法」概要より)

「こども基本法」では、「子どもの権利条約」の「4つの原則」をはじめとする子どもの権利と、日本国憲法に規定されている基本的人権の保障が盛り込まれ、国や地方公共団体がその責務を負うことが明記されています。

イ 「意見を表明する権利」の規定と子どもアドボカシー

「こども基本法」では、第3条に「年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」「その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が明記されています。つまり、子どもが自らの意見を言ったり、社会のさまざまな活動に参加したりする権利があるとして、おとなは子どもの意見を形式的に聞くだけでなく重んじることが規定されたということです。また、国や地方公共団体が子どもに関する施策を行ったり評価したりする場合、子どもや保護者などの意見を反映させるよう求めています。

子どもの意見表明の権利を保障するために、子ども自らの意見や希望を言いやすくするための仕組みとして、「子どもアドボカシー」に注目が集まっています。「子どもアドボカシー」とは、子どものことばを聴き、子どもの意見表明を支援する活動です。子どもの中には、自分で意見を言うことができる子もいれば、自分の思いをことばにできない子もいます。おとなは子どもの年齢や発達に合わせて、子どもに意見を表明する権利について説明し、自分の意見をどう表現し、どのように伝えたいかを、子どもと共に考えることが大

切です。

ウ こども家庭庁の設置

こども家庭庁設置法に基づいて、2023年4月から、こども家庭庁が内閣府の外局として設置されました。まったく新しいことを行う機関というよりは、子ども政策に関して、これまでさまざまな部署で担われてきた役割を一本化する司令塔機能を果たすことが想定されています。「こども」と聞くと、就学前や学齢期の子どものことと思いがちかもしれませんが、「こども基本法」では、「こども」は、「心身の発達の過程にある者」とされ、年齢の規定はありません。こども家庭庁は、生きづらさや困難を抱える子どもや家庭に対して、さまざまな組織団体と連携し、支援を必要とする「こども」を中心に、垣根を越えた切れ目ない包括的な支援を実現させることをめざしています。

(3) 子どもの人権を大切にした教育実践を

新型コロナウイルス感染症による2020年の一斉休校、その後の行事・部活動などの制限は、結果として、子どもたちから友人との関係を深める時間や仲間と共に成長する機会を奪いました。

子どもの権利を保障するのは教職員の責務です。「こども基本法」の施行を、改めて一人ひとりの子どもの権利が守られているかを点検する機会とし、子どもたちの自己実現が生まれた場所や家庭環境、親の経済状況、社会的事情から生じる偏見や差別などによって阻まれることなく、全ての子どもたちが将来に夢や希望を持ち、自分らしく生きていくことのできるよう、子どもの人権を大切にした教育実践に取り組んでいきましょう。

Ⅲ 実践事例を通して

【事例①】

「Aが優しいから、お母さんは心強いんだね」

松阪市立第四小学校のレポートより

【実践の概要】

フィリピンにルーツのあるAは、アレルギー性皮膚炎の影響もあり、欠席することが多く、周りからよく遅刻する子、よく休む子という見方をされていた。周りの子どもの中には、Aの近くに寄ることをためらう子もいた。

担任は、Aの母親が日本に暮らす中での困難に触れ、Aと周りの子どもをつなぐための多文化共生の取組を、Aの母親を巻き込んで進めた。取組を通じて、周りの子どもたちとつながっていく中で、学校を「つまらん」と言っていたAは「学校ないとつまらん。友だちと遊べやんから」と変わっていった。

実践者のふり返り

Aを担当した当初、私も、クラスの子どもたちも、先入観でAのことを決めつけ、Aとしっかり向き合おうとしていませんでした。また、家庭訪問をしても、母親はすぐに玄関のドアを閉めようとする姿、父親は強い口調で学校のことについて話をしてくる姿がありました。しかし、Aや家族と関わり、思いや願いを知ることによって、今まで私がAや家族を知ろうとしなかったことを痛感したのです。

その反省から、Aや家族を中心に据えた授業、Aの母国の文化や日本での暮らしを知る学習など、Aや家族と出会い、思いや願いを知り、子どもを出発点にした人権学習に取り組むことの大切さに気づくことができました。今では、母親と笑顔で会話ができ、父親の言動がAを守りたいという強い気もちからであったと実感しています。

学びの視点

子どもの生活背景を知り、学校だけではつかみきれていなかった子どもの事実が見えてくると、それまでの見方や関わり方が変わっていくことがあります。そのことによって、周りの見方や関わり方が変わり、その子ども自身の自尊感情をはじめとする意欲や言動の変化にもつながっていくことがあります。

全ての子どもは、もって生まれた能力を十分に伸ばしてその子らしく成長できる権利があります。まずは、子どもの姿の背景にある状況を知るとともに、子どもや保護者の生活に対する思いを把握することによって、教育実践へとつなげていくことが大切です。

* レポートは第57回三重県人権・同和教育研究大会報告書集のP.116～P.117（報告分科会：共に生き、共に学ぶ教育・保育）に掲載されています。

【事例②】

「なりたい自分になるために」

桑名市立陽和中学校のレポートより

【実践の概要】

「生き方人権学習」をきっかけに、父親のルーツが朝鮮半島にあることを知ったAは、人権学習を重ねていく中で、生い立ちや願いなどを通して家族との出会い直しをしながら自分をふり返り、家族への思いを整理していった。

また、ねらいをもって出会い学習や読み物教材を扱った人権学習、教職員自身の語りなどに取り組むことを通して、Aをはじめ子どもたちは自分の心と向き合うことができるようになっていった。卒業前の「語る会」ではAをはじめ、多くの子どもたちが「自分のこと」を語り、自分自身の話を返していった。

実践者のふり返り

取組を通して子どもたちと共に対話を重ねて思いを整理し、家族の生き方と出会い直しをすることで、自分のアイデンティティや自分自身の課題を見つめるようになっていきました。そして、自分自身のことを知ってもらいたい、相手のことを知りたいという思いを高めたからこそ、卒業前の「語る会」の場で、自分のことを語り、思いを伝え合うことができたと思います。Aは自分のルーツに関わる思いについてその場では十分に出せませんでしたが、自分の課題を見つめ整理するきっかけを見つけ、卒業後も思いを伝え合える仲間と関係性を続けています。これからも、Aに語りにくさを感じさせている社会に根付く差別の実態をみつめ、反差別の仲間づくりと実践を積み重ねていきたいと思っています。

学びの視点

学校の教育活動全体を通じて、子どもたちが日常的または定期的に人権問題について考えたり、自分の意見や考えを伝えたりする取組は、伝える側にとっては、自分の気持ちを整理するとともに、集団での安心感を高めることにつながります。そして、周りの子どもにとっては、伝えてくれた相手への信頼感や、自分も伝えたいという意欲につながります。

また、こうした取組を重ねることによって、子どもたちは自分自身の課題や身のまわりの問題、さまざまな人権問題などを考える際の共通の視点を身につけ、それぞれの問題を重ねて考えられるようになっていきます。

* レポートは第57回三重県人権・同和教育研究大会報告書集のP.118～P.119（報告分科会：共に生き、共に学ぶ教育・保育）に掲載されています。

【事例③】

「アイツらみたいになりたい」～クラスと共に成長していく～

県立久居農林高等学校のレポートより

【実践の概要】

入学直後から学校生活を後ろ向きな態度と言動で過ごすAに、担任は最後まで信じ切る存在になる覚悟を決めて取り組んだ。保護者やAが通う地域の教育集会所の指導員と共に、家庭訪問などを通じて連携した支援を行いつつ、クラスではAや生徒たちと正面から向き合い、人権学習や仲間づくりに取り組んだ3年間の実践。

進路選択では家庭の経済状況から本意ではない選択を余儀なくされたが、担任は、家庭の事情とそれを必死に支える母親の姿にAを向き合わせることで、Aにこれからの人生を生き抜く力を獲得させていった。

実践者のふり返し

Aは母親に「なんで俺を産んだん」「こんな家に生まれたくなかった」と思いをぶつけることができました。Aは生きにくさの原因が母親にあるととらえることがあったからです。

私が母親にAの学校での様子を伝えるたびに、「母親らしいこと、なんもしてやれない自分が情けない」と涙を流していました。私は、母親の生きづらさに触れ、教育集会所の指導員の方から地域の実情や暮らしの実態等について聞かせていただく中で、「差別の現実」に気づくことができました。

Aは卒業をしましたが、これからもAに差別を見抜く力、差別に負けない力をつけていけるよう、Aをはじめ、保護者、地域と継続して関わっていきたいと思います。そして、これからも生徒たちが抱えさせられている人権課題をつかみ、差別解消に向けて取り組んでいきたいと思います。

学びの視点

家庭訪問をくりかえし、保護者や地域との連携を通して、生きにくさを抱えさせられた生徒の背景にある「差別の現実」（子どもたちが抱えさせられている課題）を明らかにし、その課題を克服するために、教職員が関わり続けていくことが大切です。

生まれた場所や家庭環境、経済状況、社会的事情から生じる偏見や差別などにより教育的に不利な環境のもとにある子どもの自己実現を図るためには、家庭・地域との連携のもと、差別を許さない心情を育む人権学習や困難を共に乗り越えていく仲間づくりなどに取り組み、厳しい現実を受けとめ、逆境に負けないレジリエンスを培うことが大切です。

* レポートは第57回三重県人権・同和教育研究大会報告書集のP.126～P.127（報告分科会：進路学力保障）に掲載されています。

【事例④】

「私は人の目、差別や偏見に困っている」

県立聾学校のレポートより

【実践の概要】

人工内耳を使用し、口話でコミュニケーションをとることのできるAは、当初「困っていない」と話していたが、障がい者や外国人の人権問題、部落問題について考える学習を重ねる中で、障害があることで暮らしにくい社会の側に問題があることに気づいていった。

卒業前に取り組んだ思いや考えを伝えることの大切さについて学ぶ人権学習で、「差別を受けたときにどうするか」を考えた際に、「先生は差別された経験あんの」という問いへのやり取りをきっかけにして、Aを含め周りの生徒も自分事へと変化していった。そして、子どもたちそれぞれが、進路選択を含め具体的な実践行動へとつなげていった。

実践者のふり返し

Aが地域の高校への進学を選択することに不安を感じていた要因は、「聴力」ではなく「差別」でした。子どもたちは自分に向けられている差別には気がついていても、「障がいがある自分の側に責任がある」「差別を受けても仕方ない」と考えていました。しかし、人権学習で「障がいの社会モデル」の考え方や差別によって奪われた文字を取り戻そうと学んでいる識字生の生き方を学び、自分たちが受けた差別、社会にある差別をないことにせず、ことばにして訴えることが大切だということに気づいていきました。

私自身も子どもからの問いに明確に答えられなかったことで、今後も、子どもと共に差別をなくす生き方や差別をなくす実践行動を学び、そして取り組んでいこうと決意しました。

学びの視点

子どもの進路実現に向けた取組は、子どもの最善の利益を考え、子どもの希望する進路を聞き取るだけでなく、進路の実現を阻む差別の問題について学習し、問題の解決に向けて行動しようとする態度を育んだり、差別をなくそうとする仲間とのつながりをつくっていったりするなど、人権教育のさまざまな取組の総和としてとらえる必要があります。

取組を進めるに当たっては、教職員自身が個別的な人権問題や偏見・差別とどう向き合っているのか、行動に移しているのかなど自らを振り返り、その立ち位置を点検し続けることが大切です。

* レポートは第56回三重県人権・同和教育研究大会報告書集P.110～P.111（報告分科会：共に生き、共に学ぶ教育・保育）に掲載されています。

IV 参考資料

こども大綱

令和5年12月22日閣議決定

p 6～8より抜粋

第1 はじめに

2 これまでのこども関連3大綱を踏まえた課題認識

こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものである。

令和2年5月に閣議決定された少子化社会対策大綱については、こども基本法施行前に内閣府の検討会で取りまとめられた中間評価5において、少子化の背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が依然として女性に偏っている状況、健康上の理由など、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っていることが指摘されている。その上で、少子化を「既婚者の問題」、「女性やこどもの問題」とするのではなく、我が国の経済社会の根幹を揺るがしかねない喫緊の課題であることを社会全体で認識する必要があるとされている。一方で、少子化対策は、決して国や社会の都合で若い世代に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりするものであってはならず、「こどもまんなか」の考えの下で、これから生まれてくるこどもや今を生活しているこどもとともに結婚や子育ての当事者となる若い世代を真ん中に据えていくことが求められるとされている。

令和3年4月に子ども・若者育成支援推進本部で決定された子供・若者育成支援推進大綱では、まず、社会全体の状況としては、こどもの自殺などの生命・安全の危機、孤独・孤立の顕在化、低いウェルビーイング6、格差拡大への懸念、SDGsの推進、多様性と包摂性ある社会の形成、リアルな体験とDXの両面展開、成年年齢の引下げ等への円滑な対応などが指摘されている。また、こども・若者が過ごす場ごとの状況として、世帯構造、児童虐待、ひきこもり、家族観の変化といった家庭をめぐる課題や、生徒指導上の課題の深刻化や教職員の多忙化・不足といった学校をめぐる課題、つながりの希薄化といった地域社会をめぐる課題、インターネット利用の拡大といった情報通信環境をめぐる課題、ニートなどの就業をめぐる課題が指摘されている。

令和元年11月に閣議決定された子供の貧困対策の推進に関する大綱については、こども基本法施行前に内閣府の有識者会議で取りまとめられた報告書7において、現場には今なお支援を必要とするこどもや家族が多く存在し、その状況は依然として厳しいこと、特に、教育と福祉の連携促進やこども施策と若者施策の融合等、貧困の状態にあるこどもや家庭に支援を届ける上での民間団体を含む幅広い主体間の連携体制について改善を求める声が多く更なる施策の充実が必要であるとされている。また、教育分野を中心に多くの指標が改善傾向にあるが更なる改善が求められるとされている。

3 こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

具体的には、全ての子どもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・ 心身ともに健やかに成長できる
- ・ 個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・ 様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができる
- ・ 夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができる
- ・ 固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・ 自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・ 不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・ 虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・ 働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

社会である。

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・ 自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる
- ・ 希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる
- ・ それぞれの希望に応じ、家族を持ち、子どもを産み育てることや、不安なく、子どもとの生活を始めることができる
- ・ 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、子どもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、子どもが幸せな状態で育つことができる

社会である。

こうした「子ども真ん中社会」の実現は、子ども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになることや、子どもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことにつながり、子どもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要である。また、その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えたとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高めることにつながる。すなわち、子どもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることにつながる。

子ども大綱の使命は、常に子どもや若者の最善の利益を第一に考え、子ども・若者・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据え、子どもや若者を権利の主体として認識し、子どもや若者の視点で、子どもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、「子どもまんなか社会」を実現していくことである。子ども大綱は一度取りまとめられたら終わりというものではない。「子どもまんなか社会」の実現に向け、子どもや若者、子育て当事者等の意見を取り入れながら、次元の異なる少子化対策の実現に向けた子ども未来戦略の推進とあわせて、子ども大綱の下で進める施策の点検と見直しを図っていく。

V 終わりに

2023年の12月に閣議決定されたこども家庭庁の「こども大綱」では、「日本国憲法」「こども基本法」及び「子どもの権利条約」の精神にのっとり、すべての子どもや若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を掲げ、子ども政策を総合的に推進するため、政府全体の子ども施策の基本的な方針が定められています。

また、子どもの人権に関わっては、2022年の12月に文部科学省から出された「生徒指導提要」においても、生徒指導の基礎の中で、取組上の留意点に「児童生徒の権利の理解」を取り上げています。そこには、児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人ひとりを大切にしたい教育を行うためには、「子どもの権利条約」や「こども基本法」について、基本理念の趣旨等の理解を深める必要があることが明記されています。

全ての教育活動において、子どもの人権を大切にしたい人権教育の取組が求められています。教職員の方々に本事例集を今後の取組や研修等に役立てていただき、子どもの人権を大切にしたい教育実践を進めていただくことを期待しています。